

# フロン排出抑制法について

2016/10/4

株式会社 サーモテック

技術部

## 1.概要

2015年4月よりフロン排出抑制法が施工され、業務用エアコンディショナー、業務用冷凍冷蔵機器には簡易点検・定期点検が義務化されました。（チラーは業務用冷凍冷蔵機器となります。）

## 2.管理者（機器の所有者）がしなければならない事

### 2-1 簡易点検・定期点検

(※4)	対象機器	点検内容	点検頻度	点検実施者
簡易点検	全てのチラー	外観確認等(※1)	3ヶ月に1回以上	具体的制限なし
定期点検	7.5kW以上のチラー	直説法、間接法による冷媒漏えい検査(※2)	1年に1回以上	有資格者(※3)

※1 熱交換器や配管の油のにじみの有無や異常振動や異常運転音を目視確認します。

※2 直説法～発砲液、漏えい検知機、蛍光剤等を用いてフロンの漏れを確認する方法  
間接法～運転時の圧力、温度、電流値等をチェックシートなどを用いて日常値とのズレを確認し漏れの有無を診断する方法

※3 冷媒フロン類取扱技術者等十分な知見を有する者

※4 上表は業務用冷凍冷蔵機器のものです。業務用エアコンディショナーの場合は点検基準が異なります。

### 2-2 フロン漏えい時の修理

フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則行えません。適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼してください。

### 2-3 点検・整備の記録作成・保存

管理者や管理する機器に関する情報、点検や修理の実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

### 2-4 算定漏えい量の報告

1年間にフロン類をCO<sub>2</sub>換算値で1000CO<sub>2</sub>-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務があります。

・漏えい量＝充填量(ton)×GWP(CO<sub>2</sub>換算値) ≥ 1000CO<sub>2</sub>-ton(※5)

※5 上式で充填量とは回収量を差し引いた実際に漏れ出た量となります。

R-407Cの場合GWPは1770ですので0.565ton(565kg)以上漏えいした場合に報告義務が生じます。

### 2-5 機器を廃棄する際は、フロン類の回収が必要

①第一種フロン類充填回収業者(※6)に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。

②回収依頼の際は、工程管理票を交付しなければならない。

※6 サーモテックは第一種フロン類充填回収業者です。

フロン排出抑制法の詳細については下記ホームページ参照ください。

- ・環境省 オゾン層保護・フロン類対策
- ・経済産業省 オゾン層保護・温暖化対策